

小美玉市不妊検査及び一般不妊治療補助事業のご案内
※令和3年4月1日以降にはじめて検査を開始する夫婦が対象となります。

助成を受けることができる人

- ◎法律上の婚姻している夫婦で、夫婦のいずれか一方が不妊検査開始日から市内に住所を有していること。
- ◎実施夫婦の一方が、産科、婦人科、産婦人科、泌尿器科において不妊症と診断され、一般不妊治療を受けていること。
- ◎夫婦の双方又はいずれか一方が申請日から継続して小美玉市の住民基本台帳法による住民登録をしていること。
- ◎検査開始日における妻の年齢が35歳未満であること
- ◎市税等の滞納がないこと

助成の内容

- 不妊検査一般不妊治療に要した費用から、5万円を限度に助成。(食事代や入院費など治療に直接関係のない費用は含まれません)
- 助成回数は夫婦1組につき1回限り。
- 対象の期間は夫婦それぞれの不妊検査日のいずれか早い日から1年間。

対象となる不妊検査・不妊治療

医師が必要と認めた不妊検査、一般不妊治療
(保険医療機関及び保険薬局において行った検査又は治療)

※ただし、次に掲げる治療は、助成の対象となりません。

- (1)体外授精及び顕微授精によるもの(特定不妊治療の助成についてはこちら)
- (2)夫婦以外の第三者からの精子、卵子または胚の提供によるもの
- (3)夫の精子を妻以外の第三者の子宮に医学的な方法で注入して当該第三者が妻の代わりに妊娠又は出産するもの

申請期日

不妊検査開始日から1年後の属する日の年度内です。ただし、やむを得ない事情により年度内に申請できない場合は、翌年度に申請することができます。

申請方法・窓口

必要書類(下記参照)をそろえて、健康増進課窓口へ申請してください。
事前に医療機関で記載していただく書類があります。申請に関しては、事前にご相談ください。

申請書類

- (1)小美玉市不妊検査及び一般不妊治療費補助金交付申請書兼実績報告書(健康増進課窓口にあります)
- (2)不妊検査及び一般不妊治療費補助金受診等証明書(健康増進課窓口にあります。事前に医療機関での記載が必要です)
- (3)請求書(健康増進課窓口にあります)
- (4)一般不妊治療を受けた医療機関が発行する領収書
- (5)夫婦の住所地が異なる場合は、戸籍謄本のコピー

問い合わせ先

保健衛生部 健康増進課

住所:〒319-0132 茨城県小美玉市部室 1106

電話:0299-48-0221 (内線: 4005・4015)